試験 消防設備士・危険物取扱者試験

■危険物取扱者試験
【試験日】11月14日(日)
【試験地】札幌市ほか
【試験の種類】甲種、乙種(第１～６類)、丙種
【申請受付期間】
　書面申請　10月７日(木)～10月14日(木)
　電子申請　10月４日(月)～10月11日(月)
■消防設備士試験
【試験日】11月14日(日)
【試験地】函館市
【試験の種類】甲種(第１～５類)、乙種(第１～７類)
【申請受付期間】
　書面申請　10月７日(木)～10月14日(木)
　電子申請　10月４日(月)～10月11日(月)
【申込・問合先】
　南空知消防組合長沼支署(☎88-2819)
※書面申請…願書により受験申請する場合
※電子申請…インターネットで申込む場合

申請 農振除外及び農業上の用途区分変更の申請について

農地に住宅や農業用施設(堆肥盤、格納庫など)を建設する場合には、工事開始前に
①町による農振除外・変更の手続
②農業委員会による農地転用許可の手続
が必要です。

町では、下記のとおり①の手続きを受け付けますので、該当する場合は期限内に申請をお願いします。

なお、農振除外・変更の手続きは「農業振興地域の整備に関する法律」などの定めにより、一定期間を要します。下記期限内の申請案件は、農振農用地の用途区分変更はおおよそ11月以降、農振除外はおおよそ翌年３月以降に及びます。

急な申請には対応できないことがありますので、農地転用の予定がある場合は、早めに役場農政係または農業委員会にご相談ください。

【申請期限】９月30日(木)まで
【申請・問合先】役場農政係(☎76-8018)
　農業委員会事務局(☎88-2114)

募集 消防職員の募集について

南空知消防組合では、令和４年度消防職員を募集します。

【採用予定人員】消防署(栗山)２名、由仁支署１名
【採用条件】
①救急救命士資格取得者(令和４年３月資格取得見込み者含む)で平成11年４月２日以降に生まれた方
②心身強健で、視力両眼で0.8以上・左右各0.5以上(眼鏡可)及び聴力が正常な方
③採用時普通自動車免許１種取得者(見込み含む)で、勤務地に居住できる方
④採用時に大型自動車免許を取得していない方については、採用後、大型自動車免許取得条件に達したのち、同免許を取得すること
※採用内定後、救急救命士の資格を取得できない場合、内定を取り消すことがあります。
▶次のいずれかに該当する方は受験できません
・日本国籍を有しない方
・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方
【提出書類】
履歴書、卒業証明書(見込み含む)、学業成績書、健康診断書、自動車運転免許証(写)、救急救命士資格取得者は免許証(写)、消防職員採用候補者勤務希望地申出書
※履歴書・健康診断書・消防職員採用候補者勤務希望地申出書については、南空知消防組合指定用紙を使用すること。
【願書締切り】９月24日(金)　必着
【提出先】南空知消防組合消防本部
(〒069-1511　栗山町中央３丁目309番地２)
《1次試験》
【日　時】10月24日(日)　９時～15時予定
【場　所】南空知消防組合消防本部
【科　目】一般教養・作文・適性検査・体力測定
《２次試験(面接試験)》
【日　時】11月上旬(予定)
※詳しくは、１次試験結果の通知時にお知らせします。そのほか詳細については、消防本部総務課にお問合わせください。
【問合先】南空知消防組合消防本部総務課
(☎0123-72-1835)

募集 オクトーバー・ラン＆ウォーク2021 自治体対抗戦参加者の募集について

町とスポーツ振興による包括連携協定を結ぶ㈱アールビーズは、『オクトーバー・ラン＆ウォーク2021自治体対抗戦』を開催します。

今年も長沼町がエントリーし、町民参加者の歩行、走行距離を自治体間で競い合います。

また、参加者全員にスポーツ用品店で使用できる割引クーポンがもらえるほか、走行距離に応じた割引クーポンなどがもらえます。

スポーツの秋、散歩やランニングをアプリで記録しながら、運動習慣を身につけてみませんか？

詳しくは、オクトーバー・ラン＆ウォーク2021公式ホームページ(https://arbeee.net/octoberrun/join/)をご覧になるか、今月の折込みチラシをご覧ください。

【実施期間】10月１日(金)～31日(日)
【参加料】無料
【参加方法】
・スマートフォンから指定アプリをダウンロード
・会員登録(無料)
【問合先】役場ブランド戦略係(☎76-8016)

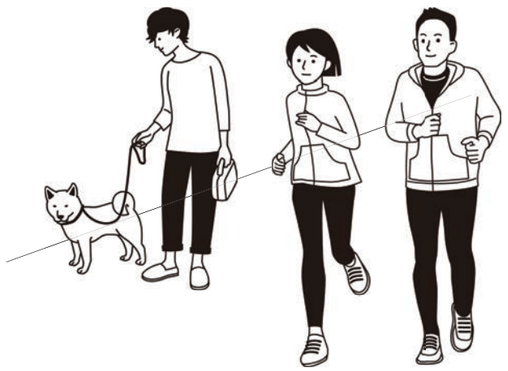

こころの健康相談のお知らせ

りふれでは、月に一度、精神科医師による「こころの健康相談」を行っています。

ご家族の方からの相談も受け付けていますので、お悩みの方はぜひご相談ください。

【日　時】
９月21日(火)、10月19日(火)
９：30～11：30　※事前に予約が必要です
【場　所】りふれ
【問合先】りふれ保健係　(☎82-5555)

マイナポイントの対象期間が 令和３年12月末までに 延長されました！

【マイナポイントとは】
マイナポイント申込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージもしくは買い物をすると、使った金額の25％(最大5,000円分)のポイントを付与する仕組みです。
ポイント付与のタイミングは、選択された決済サービスによって異なります。

【対象者】
令和３年４月末までにマイナンバーカードを申請した方

【申込方法】次のいずれかの方法で申し込めます。
・スマホアプリまたはパソコンから、専用サイトにアクセスし、マイナンバーカードをカードリーダーなどで読み取って申し込む
・マイナポイント手続スポット(マイナポイントの申込手続をできる端末がある場所)で申し込む
※役場や郵便局、一部コンビニなどが手続スポットになっています。端末の設置場所は、総務省マイナポイント事業サイト内の「マイナポイント手続スポット検索」から検索できます。

【その他】
・決済サービスによっては、事前設定(決済サービスのサイトで利用登録をするなど)が必要です。
・一度選択したキャッシュレス決済サービスは変更できません。
・令和３年12月末までに行ったチャージまたは買い物が対象です。
・チャージや買い物の際にマイナンバーカードは必要ありません。
・申込状況は、マイナポイントアプリまたはマイナポイント予約・申込サイトから確認できます。
・マイナポイントに乗じた詐欺にご注意ください。
※詳しくは、
総務省マイナポイント事業サイト
(https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)をご確認ください。

【問合先】
マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
(☎0120-95-0178(ダイヤル後、「５」番を選択)
役場町民生活係(☎76-8012)